

選挙事務所の建築に係る 建築基準法上の手続きについて

令和8年4月 徳島県県土整備部住宅課建築指導担当

申請が必要となる建築物

新たに事務所を建築する場合		確認申請の要否
工事を施工するために現場に設ける事務所		否(法第85条第2項)
都市計画区域内		要
都市計画区域外		
1	2階以上または床面積200㎡を超えるもの	要
2	土砂災害特別警戒区域内で居室を有するもの	要
3	知事指定区域 (昭和34年11月17日徳島県告示第546号指定区域内)	要
4	1～3以外の建築物	否

設計者の資格について

延べ面積	高さ ≤ 16m					高さ > 16m または 4階建て (地階を除く) 以上
	木造			RC造・S造		
	1階建	2階建	3階建	2階建以下	3階建	
$S \leq 30\text{m}^2$		A		A		
$30\text{m}^2 < S \leq 100\text{m}^2$				C		
$100\text{m}^2 < S \leq 300\text{m}^2$		B				
$300\text{m}^2 < S \leq 500\text{m}^2$						
$500\text{m}^2 < S \leq 1000\text{m}^2$						
特殊*						D
$1000\text{m}^2 < S$		C				
特殊*						

A: 建築士でなくても設計等できる

B: 一級建築士、二級建築士、木造建築士でなければならない

C: 一級建築士又は二級建築士でなければならない

D: 一級建築士でなければならない

*「特定」とは、学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、オーデトリウムを有する集会場、百貨店をいう

申請に必要な書類

- 申請書（県HPよりダウンロード）
- 設計図面
（付近見取図、配置図、平面図、床面積求積図、立面図、断面図 等）
- 仮設工事から撤去までの工程表

申請手数料

○確認申請及び完了検査手数料

令和7年7月1日～

延べ床面積	確認申請手数料	完了検査手数料
30㎡以下	7,000円	14,000円
30㎡を超え100㎡以下	12,000円	18,000円
100㎡を超え200㎡以下	21,000円	29,000円

※中間検査や省エネ適合性判定等が必要な場合は金額に変更がある場合がございます。

○仮設建築物許可申請 120,000円

申請の流れ

○仮設建築物許可(建築基準法規定の緩和を適用する場合)

消防署の同意⇒許可申請⇒審査⇒許可通知(建築確認申請へ)



○確認申請

消防署の同意⇒確認申請⇒審査⇒確認済証交付⇒工事着手



○完了検査

完了検査申請⇒現地検査⇒完了検査済証交付⇒使用開始



○除却

建築物除却届(10㎡以上)、建設リサイクル法解体届(80㎡以上)

仮設建築物許可による規定の緩和

- 建築基準法

第12条第1項から第4項まで、第21条～第27条、第31条、
第34条第2項、第35条の2、第35条の3及び第37条、第3章

・・・防火規定の一部、接道規定、斜線制限などが適用されない

- 建築物省エネ法・・・省エネ適合義務の対象外となる

- 緩和を適用する場合は、確認申請の前に建築許可が必要

申請窓口

窓口	電話番号	建築場所
徳島県土整備事務所	088-653-8818	小松島市、北島町、藍住町、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、鳴門市、松茂町、板野町
吉野川県土整備事務所	0883-26-3714	吉野川市、阿波市、石井町、上板町
阿南県土整備事務所	0884-24-4214	阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町
美馬県土整備事務所	0883-53-2214	美馬市、つるぎ町
三好県土整備事務所	0883-76-0609	三好市、東みよし町
徳島市建築指導課	088-621-5272	徳島市